

阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

## 利用の手引き



**Awa CITY**

## 目 次

- 1 「阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の意義
- 2 宣誓をすることができる人
- 3 手続きの流れ
- 4 宣誓に必要な書類
- 5 宣誓書受領証の再交付について
- 6 宣誓書受領証の返還について
- 7 Q&A

## 1 「阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の意義について

阿波市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指しています。それには、多様な価値観を認め合うことが必要です。しかしながら、性的指向及び性自認においては、性の多様性を受け入れる意識が必ずしも高いとは言えない状況です。

そこで、市民の性の多様性及び人権尊重の理解を深めるため、そして性的マイノリティの人々の思いを受け止めるために「阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。この制度は、お二人がお互いにともに支え合いながら生きていく人生のパートナーであることを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものです。

この制度の導入により性的マイノリティの方々に対する市民の理解が広がり、市民の一人一人が思いやり、多様な価値観を認め合う社会が実現できることを期待しています。

## 2 宣誓をすることができる人

パートナーシップ宣誓をするには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- お二人とも成年に達していること。
- お二人のうち一方又は双方が性的マイノリティであること。
- お二人とも本市に住所を有していること。
- お二人以外にパートナーや配偶者がいないこと。
- お二人の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができないとされている者同士でないこと。

### 3 手続きの流れ

#### ①宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望する場合、事前に電話予約をお願いします。

【宣誓受付】阿波市人権課

電話番号：0883 - 36 - 8716

日時：月～金 午前9時～午後5時 祝休日・年末年始除く

場所：阿波市市場町切幡字古田201番地1

- ・ 提出いただく書類をご準備ください。

#### ②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

- ・ 予約した日時に必ずお二人そろってお越しください。
- ・ ファミリーシップ（家族）として宣誓書に記載する未成年の子どもがいる場合には、当該子どもさんも一緒にお越し下さい。
- ・ プライバシー保護のため、個室で対応いたします。
- ・ 必要書類をご持参ください。

#### 必要書類確認

- ・ 宣誓者受領証書の即日交付はできないため、後日交付となります。また郵送することもできます。

#### ②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証書の交付

- ・ 宣誓書受領証書交付日にお二人でお越しください。
- ・ 個室で対応いたします。
- ・ 本人確認書類を確認のうえ、受領書をお渡しします。
- ・ 阿波市へ転入予定の人は、転入確定後、新しい住民票の写しを提出してください。

※宣誓の手数料は無料ですが、必要書類の住民票の写しや戸籍抄本などの発行手数料は負担していただく必要があります。

## 4 宣誓に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓するには、以下の種類をご準備いただく必要があります。

- ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - ・ 3ヶ月以内に発行されたものを、1人1通ずつお持ちください。
  - ・ 同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。（未成年の子どもがいる場合には当該子どもも含む）
  - ・ 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
  
- ② 配偶者がいないことを証明する書類
  - ・ 3ヶ月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書等を1人1通ずつお持ちください。（未成年の子どもがいる場合は子どもとの親子関係の分かる戸籍抄本等）
  - ・ 戸籍抄本や独身者は、本籍地の市町村で所得できます。取得方法は本籍地のある市町村窓口にお問い合わせください。
  - ・ 外国籍の人は、婚姻要件具備証明書等と、その日本語訳が必要です。
  
- ③ 本人確認ができるもの
  - ・ 運転免許証、旅券、個人番号カードなど官公署が発行した証明書で顔写真のついているもの。
  - ・ 国民健康保険証や共済組合員証、国民年金手帳など顔写真のついていないものは、「2種類以上」の提示が必要です。
  
- ④ 通称名の使用を希望する場合
  - ・ 性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称を使用することができます。
  - ・ 通称名を登録し、住民票に記載されている場合、①の提出書類で確認させていただきます。
  - ・ 住民票に記載されていない場合、事前にご連絡ください。通称を日常的に使用していることがわかる書類（郵便物や社員証等）をお持ちかどうか確認させていただきます。

## 5 宣誓書受領証の再交付について

パートナーシップ宣誓書受領証を紛失、き損等した場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書」の提出により再交付します。併せて本人確認も必要となりますので、本人確認書類をご持参ください。来庁していただく人は、再交付を必要とされる人だけでも結構です。

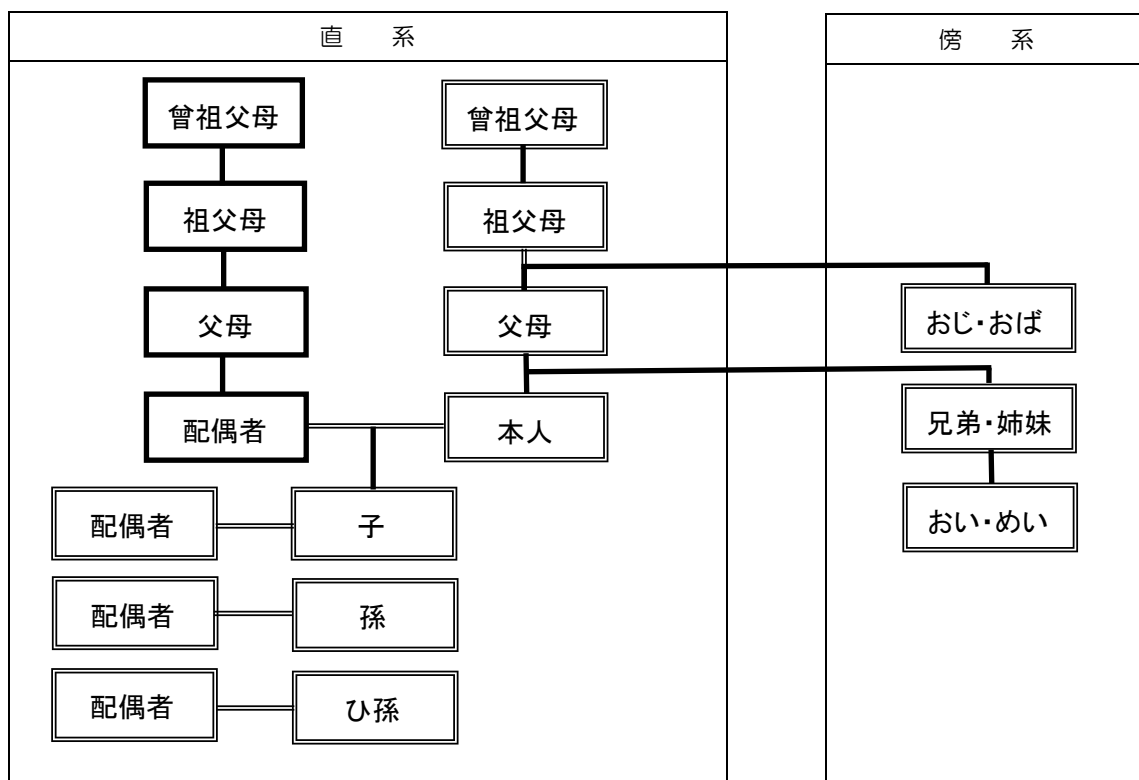
## 6 宣誓書受領証の返還について

阿波市で宣誓された人で、以下のいずれかの事項に該当したときは、宣誓者の双方または一方で来庁し、「宣誓書受領証返還届」を提出してください。

- ①パートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき
- ②一方が亡くなられたとき
- ③一方又は双方が本市外に転出したとき（一時的な場合を除く）
- ④その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

三親等内の親族図

太字囲いは姻族
  二重囲いは血族



## 7 Q&A

Q1 性的マイノリティとは何ですか。

A1. 必ずしも性的指向が異性愛のみではない人、または性自認が出生時の性とは異なる人のことです。

性的指向とは、どのような性別を好きになるかということであり、自身が性的に魅力を感じ、恋愛対象とするかということです。

また、性自認とは、自分の性をどのように認識しているかということであり、男性または女性と認識している人もいれば、心と体の性が一致していない人、また、どちらもあてはまらない人もいます。

Q2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とはどのような制度ですか。

A2. お二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓を公約に証明するものです。

この制度をきっかけとして、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています

Q3 婚姻制度とはなにが違いますか。

A3. 婚姻は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、お二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものであり。法的な効力はありません。また宣誓を行ったことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q4 阿波市に住んでいなくても宣誓できますか。

A4. 阿波市在住の人が対象ですが、転入予定があれば可能です。宣誓時に転入予定の事実がわかる書類（転出証明書等）を提出してください。転入確定後、新しい住民票の写しを提出してください。

Q5 代理や郵送での手続きはできますか。

A5. 職員の面前で、本人確認の上、宣誓書を提出していただく必要があるので、代理や郵送での申請はできません。ただし、ご自分で記載が難しいなどの場合は、代筆は可能です。

Q6 宣誓に費用はかかりますか。

A6. 宣誓の手数料は無料です。  
ただし、必要書類の住民票の写しや戸籍抄本などの発行手数料は負担していただく必要があります。

Q7 宣誓受領証の交付までどのくらい時間がかかりますか。

A7. 宣誓書や必要書類等に不備がなく、宣誓が適切と認められる場合は、一週間程度で交付可能です。交付が可能となり次第ご連絡させていただきます。

Q8 交付された届出受理証明書は、公的な本人書類として使用できますか。

A8. 使用できません。お二人がパートナーシップ・ファミリーシップ制度であると届出されたことを証明するものです。